

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第1044号)

平成24年5月18日

横情審答申第1044号

平成24年5月18日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ  
く諮問について（答申）

平成23年7月27日市市情第456号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま  
す。

「横浜市情報公開・個人情報保護審査会の審査が公正・中立でないという理由により異議申立人が会長に答申に対する忌避申立を提出した件数(平成22年度より過去10年間)とその内容について」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「横浜市情報公開・個人情報保護審査会の審査が公正・中立でないという理由により異議申立人が会長に答申に対する忌避申立を提出した件数(平成22年度より過去10年間)とその内容について」を非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「横浜市情報公開・個人情報保護審査会の審査が公正・中立でないという理由により異議申立人が会長に答申に対する忌避申立を提出した件数(平成22年度より過去10年間)とその内容について」(以下「本件申立文書」という。 )の開示請求(以下「本件請求」という。 )に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。 )が平成23年5月23日付で行った非開示決定(以下「本件処分」という。 )の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。 )第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 本件請求は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。 )の審査が公正・中立でないという理由により、審査会の会長あてに提出された答申に対する忌避申立て及びそれに類するものの件数(平成13年度から平成22年度まで)並びにその内容が分かる文書の開示を求めるものと解した。

市民局総務部市民情報室(以下「市民情報室」という。 )職員が、開示請求書受付時に、異議申立人(以下「申立人」という。 )に対して請求趣旨及び記載内容を確認したところ、「開示請求書に記載のとおり」との旨の回答であった。

- (2) 審査会の会長あてに提出された答申に対する忌避申立書及びそれに類する申立てに係る文書が提出された場合は、市民情報室が審査会の事務局として対応することとなる。本件処分に当たり、本件請求に係る文書を探索したが、該当文書は存在しなかった。また、「忌避申立」という文言のみならず、「拒否」などの類似する文言の文書も探索したが該当する文書は存在しなかった。

したがって、本件申立文書は作成し、又は取得しておらず、保有していないため、

非開示とした。

- (3) なお、申立人は、過去において会長に対する忌避申立てを行った事実があるという旨の主張をしている。仮に、申立人が主張する申立てが過去に存在し、市民情報室が、当該文書を保有していたとすれば、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25条）第10条第4項に規定する行政文書分類表（共通又は課等別）に定める不服申立受付等関係書類に分類され、保存期間は1年となる。しかし、探索において当該文書を確認できなかったことから、保存期間の経過により廃棄済みであると考えられる。

#### 4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 申立人は、過去において会長の審査が公正・中立でなく憲法、民法及び建築基準法に違反した不当な答申を行った経緯があることから審査会会長に答申に対する忌避申立てを行った事実がある。処分理由は虚偽の理由であることが明確であり、申立人以外の市民からも審査会会長に対する忌避申立てがあるものとする。
- (3) 実施機関は、開示請求書の記載内容について、開示請求書に記載のとおりとの旨の回答であったと説明している。しかし、申立人は、開示請求に当たり担当職員に質問をしたところ、担当職員は質問に対する回答を拒否した。このことから、実施機関の非開示理由説明は、事実と反する虚偽の理由であることが明白である。
- (4) 審査会会長は不当な答申に対して見直す責任はないのか。本件異議申立ては、正当な理由・根拠があるため、実施機関は、過去10年間の審査会の答申に対する忌避申立ての事実関係を調査した上で、本件処分を行うべきである。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 審査会について

審査会は、行政文書の開示請求に対する非開示決定等について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条第1号に基づく異議申立てが提起された場合に、決定を行うべき実施機関からの諮問を受け、第三者としての立場から当該行政文書の非開示決定等の違法性等について調査審議を行い、実施機関に対して答申を行う合議制の機関である。

なお、市民情報室は審査会の事務局として審査会の審議が円滑に進むように必要なサポート等を行っている。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、審査会の審査が公正・中立でないという理由により、審査会の会長あてに提出された答申に対する忌避及びそれに類する申立てをされた平成13年度から平成22年度までの件数並びにその内容が分かる文書であると解される。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書は作成し、又は取得しておらず、保有していないと説明している。

イ 本件請求の開示請求書には、「答申に対する忌避申立を提出した件数・・・とその内容」と記載されている。開示請求書の文言から判断すると、本件請求の趣旨は、審査会が行った答申を避けること、すなわち答申の結果や内容を拒絶し、又はその受け取り等を拒否することを申し立てている文書の開示を求める趣旨であると考えられる。その一方で、「忌避」という文言のみに着目すれば、答申に限定せず審査会の委員が審議を行うことを排除することを申し立てている文書の開示を求める趣旨であるとも考えられる。

この点について実施機関は、開示請求書の受付時に市民情報室職員が申立人に対して請求趣旨及び記載内容を確認したところ、「開示請求書に記載のとおり」との旨の回答のみであったと説明している。また、申立人は、異議申立書及び意見書において、「答申に対する忌避」ということの意味について、特段の主張をしていない。

そうすると、本件請求の趣旨は、審査会が行った答申の結果や内容を拒絶し、又はその受け取り等を拒否することを申し立てている文書を請求するものであると解される。

ウ 実施機関に市民情報室が保有する文書を確認させたところ、「諮問の忌避」という内容の文書は存在するとのことであった。しかし、本件請求の趣旨は、答申に対するものであると認められるため、実施機関が当該文書を対象行政文書として特定していないことに問題はない。

エ また、申立人は、過去に答申に対する忌避申立てをしたことがあると主張しているため、実施機関に対し申立人が過去に提出し、現在保有している文書を再度調査させたが、そのような文書は存在しなかったとのことであった。

オ 以上のことを考え合わせると、本件申立文書の存在を推認させる事情は認められない。

したがって、本件申立文書を作成し、又は取得しておらず、保有していないという実施機関の説明に不合理な点はない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成23年7月27日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成23年8月5日 (第123回第三部会) 平成23年8月9日 (第197回第二部会) 平成23年8月11日 (第190回第一部会)	・諮問の報告
平成23年8月29日	・異議申立人から意見書を受理
平成24年3月2日 (第134回第三部会)	・審議
平成24年3月16日 (第135回第三部会)	・審議
平成24年4月6日 (第136回第三部会)	・審議